学校法人中央医療学園　役員等報酬規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、学校法人中央医療学園（以下「本学園」という。）寄附行為第５条に基づく役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）本規程における役員は、寄附行為第５条第１項の定めにより選任された役員（理事及び監事）をいう。

（２）本規程における評議員は、寄附行為第５条第２項の定めにより選任された者をいう。

（３）常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。

（４）非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

第２章　常勤役員の報酬

（報酬月額）

第３条　寄附行為第 51 条の規定に基づき、常勤の役員の報酬月額は、別表第１の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

２　本学園の就業規則により雇用されている者は、就業規則及び給与規程の定めによる。

（支給日及び支給方法）

第４条　常勤役員の報酬は、毎月 25 日（当該日が金融機関の休業日に当たる場合は、直前の営業日）に支給する。

２　報酬の支給は、本人名義の銀行口座への振込によって行う。

３　報酬の支給月において在任期間が月の途中からとなる場合又は月の途中で退任する場合は、日割計算により支給する。

第３章　非常勤役員及び評議員の報酬

（報酬額）

第５条　非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は別表第２に定める額とする。

（支給時期及び支給方法）

第６条　非常勤役員及び評議員に対する報酬は、出席の都度又は理事会が定める時期に支給する。

２　支給の方法は、現金により理事会、評議員会終了後速やかに支払う。

第４章　退任慰労金

（慰労金の支給）

第７条　退任慰労金は、理事会の議を経て退任役員及び評議員に支給する。

（慰労金の計算）

第８条　退任慰労金は次の算式による。

（１）理事長退任慰労金

慰労金 ＝ １００，０００円 × 理事長在任期間

（２）理事・監事退任慰労金

慰労金 ＝ ５０，０００円 × 当該役員在任期間

（３）評議員退任慰労金

慰労金 ＝ ３０，０００円 × 評議員在任期間

２　前項の慰労金の計算上において千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げるものとする。

（在任期間の単位・計算）

第９条　前条の「在任期間」とは、在任年数を単位として、各役員・評議員の就任日より退任日までの期間とする。

２　在任期間の計算方法は、以下のとおりとする。

（１）年数を単位とし、年に満たない月数は端数とする。

（２）前号にいう月数の端数の計算は、年に満たない月数を１２で除した上で、小数点第３位を四捨五入する。

（３）在任期間が１年に満たない場合には、前号の月数の端数の計算に準ずるものとする。但し、在任期間が１ヶ月未満となる場合には、１ヶ月に切り上げるものとする。

（支給時期及び支給方法）

第 10 条　退任慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後速やかに支払う。

2　支給の方法は、本人名義の銀行口座への振込によって行う。

第５章　雑則

（改廃）

第 11 条　本規程の改廃は、理事会の決議による。

（附　則）

1　本規程は令和８年４月１日より施行する。

別表第１（常勤役員の報酬）

役位	報酬月額
理 事 長	月額１５０万円を上限とする
常務理事（法人事務局長）	月額１００万円を上限とする
常務理事（学 校 長）	月額１００万円を上限とする

別表第２（非常勤の役員及び評議員の報酬）

区分	業務内容	日額
理　事	理事会等会議への出席	３万円
	上記の他、法人業務のための勤務	３万円
監　事	監事監査等への出席	３万円
	上記の他、法人業務のための勤務	３万円
評議員	評議員会への出席	２万円
	上記の他、法人業務のための勤務	２万円